令和5年度　課題別研修

高齢福祉分野における「対人支援のための記録入門研修」
開 催 要 領

1.研修目的

対人支援において、利用者本位の質の高いケアを継続して提供するために、「記録」は援助者が習得すべき重要な技術のひとつです。

介護の質の向上をめざすために必要な『利用者のため』の記録とは何かという視点から、基本的な記録の意義・目的を理解し、記録の重要性とサービス提供の関係性を再確認するとともに、効果的な記録方法を習得することを目的に実施します。

2. 対象者および定員等

本研修では、新任期にある方（対象者 A）を主な対象として開催します。各事業所において記録に関する基礎的な研修を開催したいと考える新任期以外の方（対象者 B）にも同時にご受講いただけますが、研修内容は新任期にある方を対象とした研修となりますことを予めご承知おきください。

対象者 A（新任期の方）※以下①～③のすべての要件を満たす方　　定員　20 名程度
①滋賀県内の高齢福祉分野の事業所または高齢者支援に携わる対人援助業務に就いている概ね3 年未満の方。 ②全日程 2 日間の研修に参加が可能な方 ③所属先において、本研修に関する報告や伝達の機会の確保等、上司・同僚の協力が得られる方
対象者 B（新任期以外の方）※以下①～③のすべての要件を満たす方　　定員　5名程度
①滋賀県内の高齢福祉分野の事業所または高齢者支援に携わる対人援助業務に就いている概ね3 年以上の方。 ②全日程 2 日間の研修に参加が可能な方 ③所属先で記録に関する研修を開催する予定のある方

＜留意点＞対象者 A・B とも保有する基礎資格や介護福祉分野における研修受講状況等は問いません。

3.研修日程等　（受付開始　9：00、オリエンテーション　9：20～）

日　程		内　容	講　師
1 日目	令和 5 年 10 月 31 日（火） 9：30～12：30 【3 時間】	【講義・演習】 記録の目的・意義 記録に関わる基本的な知識 対人支援者としての心構え　等	社会医療法人　誠光会 居宅介護支援事業所 きらら・ふれあい 部長　森本　清美　氏
2 日目	令和 5 年 11 月 20 日（月） 9：30～12：30 【3 時間】	【講義・演習】 記録についての振返り 効果的な記録方法について　等	

＊研修 1 日目終了後に、研修 2 日目に向けた課題があります。詳細は第 1 日目の受講時にご案内します。

4.受講料

3,300 円（2 日間　6 時間分）　受講料振込後は、原則として返金できません。

※受講決定後、お振込にて指定する口座に期日までにお支払いください。

5. 申込期間および申込方法等

申込期間：令和 5 年 8 月 17 日（木）～9 月 7 日（木）

申込方法：滋賀県社会福祉研修センター研修管理システム（以下、「研修システム」という。）より施設・事業所登録後、当該研修の「詳細」からお申込みください。

研修管理システム URL⇒　https://www.shakyo-kensyu.jp/shiga/　二次元コード

＊研修管理システムを利用した申込が困難な場合は、事務局までご相談ください。

＊申込期間内であっても定員に達し次第、受付を終了いたします。なお、定員を超過した場合、同一事業所で複数申込された際は、人数調整をお願いすることがあります。また、研修の主旨を鑑み、受講決定については、経験年数等を考慮させていただくことがありますことを予めご了承ください。

6.受講決定について

募集締め切り後、およそ 1 週間～10 日後に、研修システムより予めご登録いただいたメールアドレス宛に、受講の可否をお知らせします。なお、定員超過等、ご希望に添えない場合についても、個別にメールにてご連絡いたします。

7.会場

〒525-0072　草津市笠山 7 丁目 8－138

滋賀県立長寿社会福祉センター内

○　JR 瀬田駅からバスで約１５分

○　JR 南草津駅からバスで約２０分

○　草津田上 IC から約 5 分

＊　駐車場のスペースには限りがありますので、公共交通機関のご利用をお願いします。

8.修了証書の発行について

本研修の全日程を修了された方に、修了証書を発行します。

9. その他

気象状況による警報発令時や県から事業の自粛要請時、研修を延期または中止せざるを得ない場合等、研修システムによりお知らせします。

【申込・お問合せ先】

滋賀の縁創造実践センター

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会　滋賀県社会福祉研修センター　担当　山口　徳田

〒525-0072　草津市笠山 7 丁目 8－138

TEL　077-567-3927　　FAX　077-567-3910